

令和 4 年 8 月
デジタル臨調事務局

臨時国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（素案）

1 趣旨・対象

本年 6 月、デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）では、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を決定した。

一括見直しプランの中で、新規法令等のデジタル原則への適合性を確認するための立案過程等における手続については、各府省が自律的に考慮できるよう、令和 5 年夏に、デジタル庁がデジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針を策定し、令和 6 年常会提出法律案のうちから試行的に確認を実施することとしている。

今般、デジタル改革等をより一層加速させるため、以下に該当する規定について、次期臨時国会に提出予定の法案を対象に、調査会事務局において作成した本指針（素案）に基づき、試行的にデジタル原則への適合性確認のプロセスを実施することとする。

- ・ 7 項目の代表的なアナログ規制（「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」又は「往訪閲覧・縦覧」）に該当するアナログ行為を求めると解されると解される規定（以下 2 を参照）
- ・ フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定（以下 3 を参照）
- ・ 上記のほか、各府省においてデジタル原則に反する可能性がある判断される規定（注）デジタル原則に則ったものとなっているかについて判断するに当たっては、一括見直しプランにおける「構造改革のためのデジタル原則」、「デジタル原則の点検の方向性」等を参照すること。

2 7 項目の代表的なアナログ規制に係る各府省の確認方法

(1) 確認対象となる規定の有無の確認方法（7 項目の代表的なアナログ規制の定義等）

確認作業の要否については、現時点での条文案のうち、以下に掲げる 7 項目の定義に該当するアナログ行為を求める場合があると解されると解される条項の有無により判断することとする。

① 目視

「目視」規制は、現地での点検や調査等の際に、人が赴き、目で見て確認等を求めている規制とする。

【検索ワード例】

「検査」、「点検」、「調査」等に「目視」、「実地」等が付されている場合。または、「巡視」、「見張」が用いられている場合（それ以外でも人が実地で確認・調査等する

ことを義務付ける法令等は対象となる。)

② 実地監査

「実地監査」規制は、人が現場に赴き、書類や建物を人の目で確認すること等を求めている規制とする。

【検索ワード例】

「監査」

③ 定期検査・点検

「定期検査・点検」規制は、一定の期間に（一定の頻度で）施設や設備、状況等の検査や点検、調査、測定を行うことを求める規制とする。

【検索ワード例】

「検査」、「点検」、「調査」、「測定」等に「定期」、「年一回」、「月一回」、「日一回」、「期間ごと」等が付されている場合（それ以外の用語を用いる場合であっても、一定の頻度で検査等を行うことを求めるものは対象となる。)

④ 常駐・専任

「常駐・専任」規制は、人を特定の場所へ常時配置または別の場所での仕事の兼務を禁止することを課している規制とする。

【検索ワード例】

「常駐」、「専任」、「選任」（それ以外でも人の配置を義務付ける法令等は対象となる。)

※「選任」（人材を選んでその任務に就かせること）には、取締役の選任、代表取締役の選定など、単に役職を指定するもの等も含まれるが、今回の確認作業の対象になるのは、「選任」のうち、下記(2)③に詳述する「常駐」又は「専任」を求めているものに限ることとする。

⑤ 対面講習

「対面講習」規制は、一般に、特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習とされるところ、そのうち、法令等（法令、通達、通知、ガイドライン等をいう。以下同じ。）で国家資格等の取得、更新等のために受講することとされているものを対象とする。

【検索ワード例】

「講習」

⑥ 書面掲示

「書面掲示」規制は、一定の事柄又は物を、一定の場所に来合わせる人々に周知させる目的で、その場所に掲げる規制とする。

【検索ワード例】

「掲示」

⑦ 往訪閲覧・縦覧

「往訪閲覧・縦覧」規制は、公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制とする。

「公的情報」とは、公的機関の情報として狭義に捉えるのではなく、民間機関（例：業界団体、民間事業者等）が法令に基づき保有する情報、一般に対して提供される情報、特定の関係者だけに提供される情報もこれに含まれる。

【検索ワード例】

「閲覧」、「縦覧」

※一般的な用語としては、「縦覧」は、物を誰にでも自由に見せる定めがある場合にこれを見ることであり、主として書類、名簿等について、異議の申立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合に多く用いられている。「閲覧」も、物を見るということであるが、通常は申出を待って利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与える場合に多く用いられる。そのため、申請等に応じて書面等を見せる場合は通常「閲覧」という文言が利用されているが、若干「縦覧」という文言が用いられている事例もある。そのため、「閲覧」「縦覧」といった文言にかかわらず、申請等に応じて書面等を見せる行為については、広く本類型の対象とする。

(2) デジタル原則適合性の確認方法

デジタル原則への適合性を確認するため、調査会では、7項目それぞれについて類型とデジタル化の進捗を示す PHASE を次の各項目①～④の ii のとおり整理している。

(1) で確認対象の規定がある場合、この整理を基に、各府省において条項ごとに類型と PHASE の当てはめを行い、7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE 1）が存在しないことを確認することとする。

また、条項ごとに、規制目的や活用可能な技術の水準等に応じて、PHASE 2 又は 3 のいずれの段階にあるかを確認することとする。PHASE 2 と 3 を区分する考え方は、一括見直しプラン別紙の「3. 基本的な見直しの考え方」（同別紙 11～17 頁）で確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）と同様の考え方（次の各項目①～④の iii）とする。

以上の確認の結果、PHASE 1 に当てはまる条項がある場合や、一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）と同様の考え方（次の各項目①～④の iii）に照らすと PHASE 3 と区分されるべき条項であるにもかかわらず、PHASE 2 に当てはまる条項がある場合は、PHASE を進めるため、案文等の見直しができないか検討することとする。

なお、各種デジタル技術の活用等については必ずしも法文上の明記が求められるものではなく、政省令で詳細を定めることや、解釈を通達等で明らかにすることによって対応可能な場合がある。このため、国会提出予定法案のデジタル原則適合性の確認においては、法案の施行に伴い、制定する予定の政省令や発出する予定の通達等を含め、PHASE の当てはめを行うこととする。

各府省は、「活用可能な各種技術」の判断について疑義がある場合は、必要に応じて調

査会事務局へ問合せを行う。

① 目視・実地監査規制

i 背景

業務のデジタル化を実現する上では、人が具体的に視認する範囲までの移動、立入り等の対応のための移動、現地への滞在等が必要になる規制が弊害となる。

例えば、施設等の安全管理や、目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査については、人が目視、打音によって点検、検査等を行うことを原則としている規制が多い。人手不足が深刻化している業界は多く、こうした目視等の規制をデジタル技術の活用を前提に緩和できれば、移動時間の削減等により労働生産性の向上や人手不足の緩和、イノベーションの創出につなげることができる。

遠隔での業務の徹底や自動化を行うためには、基本的に動画、カメラ画像等で代替を行うなど、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を用いて必要な情報を収集し、AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータの分析、常時監視等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の手法による規制を見直すべきである。また、人力でなければ判定が難しい限定的な場合に限って目視、立入り等を実施することで足りるといった内容にすることも考えられる。

例えば、石油化学コンビナート等の高圧ガス施設においては、これまで完成・保安検査の検査方法は目視とされてきたが、カメラを搭載したドローン等を活用した検査が可能となっている。

ii 規制の PHASE について

PHASE 1 目視・実地監査規制

①法令等において特定の者が現場で確認等することを課しているもの及び②情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの（解釈上許容されていないものも含む）は PHASE 1 とする。なお、現場での確認等が義務付けられていないものの、許容されているか否かが不明確なものも対象とする趣旨は、許容されているか否かが不明確な場合、運用上新たな技術が許容されていないケースや事業者の解釈として保守的に運用されてしまうケースがあり、様々な技術が許容されることを明確に記載することが必要と考えるためである。

ア 上記①「現場で確認等することを課しているもの」として、(i) 法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」などと規定しているものがあげられる。
イ 次に、上記②「情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの」として、(ii) 法令等で「目視等」「目視その他の適切な方法」「見張り」などと規定しているが代替手段が不明確なものがあげられる。これには、法令等において現場での目視による確認以外の手段が許容されているか否かが不明確であるものの他、事例集や要領等において例示が掲載されているものの、当該例示された手段以外でも同じ目的を達成するために相当な手段を認める旨の明確な記

載がないものは、技術的中立性が担保されておらず代替手段が不明確なものとして、PHASE 1 に分類する。

例えば、「簡易な計測機器等による測定」「動作確認」などと目視以外の方法を文言上は許容しているが、運用上は遠隔による手法は認められない場合も PHASE 1 に分類される。また、法令上は「目視その他適切な方法」と規定し、点検要領等においてドローンの活用が明示的に位置付けられているが、例示された手段以外でも目的達成のために相当な手段を許容する旨の明示的な記載がない場合も、PHASE 1 にとどまるものといえる。

加えて、現場での確認以外の手法を認めている場合であっても、規制内容が、必要な技術的要件を詳細に定める仕様規定であるような場合は、技術中立的なものとはいえないため、PHASE 1 に分類される。

PHASE 2 情報収集の遠隔化、人による評価

法令等の文言などに着目し、PHASE 1 の「目視・実地監査規制」は以下のとおり 3 つに類型化でき、当該類型ごとに、情報収集の遠隔化を許容するもの（情報収集を踏まえたリスク評価は人による分析・評価を要する）を PHASE 2 とする。

また、3つのタイプのいずれにおいても、民間の技術を積極的に活用していくことが重要である。このため、

- ・技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化し、民間の研究開発や参入を促進すること
- ・規制の目的をデジタル技術を活用して果たしていこうとする際に障害となっている課題を行政側が提示し、これを解決できる企業を募集する「課題解決型公募」や、さまざまな技術を有する企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進すること

などが重要となる。

ア 「検査・点検・監査」

一定の情報収集を行った上で、法令等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断する必要があるものをいう。「検査・点検・監査」の PHASE 2 は、情報収集（法令等が求める一定の基準への適合性について判定・判断するための情報を得ること）とリスク評価（得られた情報等に基づき最終的な適合性判定をすること）に分けられ、情報収集については高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替できることが法令等で明確化される一方、リスク評価は人の判断に委ねるものとして、これを類型 1 とする。

イ 「調査」

実態・動向などを明確化し、その後の監督等、一定の政策的判断のために行われるものであり、一定の情報収集及び収集した情報の整理と位置付けることができる。アの「検査・点検・監査」が一定の基準に適合するか否かを判定するものであるのに対し、「調査」は情報収集及び収集した情報の整理に留まる点が異なる。

「調査」の PHASE 2 は、高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替できることが法令等で明確化される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）とし、これを類型 2 とする。なお、例えば、統計調査の調査員による調査は、調査票を配布・督促等を目的とした業務であり、人・モノ・場所の状態や性質・性能を、現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させるものではないため、これに該当しない。

ウ 「監視（巡視・見張）」

ある人又はある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、その行為の目的とするところを達成するのに不相当でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目することをいう。「監視」と「検査・点検・監査」・「調査」とは、「監視」が一定期間内において常時注目することが義務付けられるものである点で異なる。「監視」の PHASE 2 は、情報収集を監視カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替することが法令等で明確化されている一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものとし、これを類型 3 とする。

なお、類型 1、2、3 を明確に区分できないことも想定される。例えば、実態の調査を行うものの、同時に検査を行う場合なども考えられる。この場合、法令の主たる目的により、いずれかに類型化するものとする（調査と検査を行うものであれば、通常、調査は検査の手段であり検査が主たる目的であると考えられる）。

PHASE 3 判断の精緻化、自動化・無人化

上記の PHASE 2 に加えて、AI 等の進歩を勘案し、リスク評価、情報整理、違法性・安全性等の特定が AI 等により全部又は一部可能である場合を PHASE 3 と定義する。

ア 「検査・点検・監査」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替される一方、リスク評価は人の判断に委ねられるものであるが、後者のリスク評価についても全部又は一部が AI 等により自動化・無人化され、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制を PHASE 3 とする。

例えば、AI 等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等により技術支援やリスク評価の精緻化のために、AI 等を用いることが許容されている事例があげられる。

具体的には、道路橋や道路トンネルなどの点検では、「点検支援技術性能カタログ」において、標準項目に従い、各技術の性能値を整理・掲載している（道路法第 42 条第 2 項、道路法施行令第 35 条の 2、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 第 1 項第一号、道路橋定期点検要領、新技術利用のガイドライン、点検支援技術性能カタログ参照）。この技術には、撮影した写真から「ひびわれの自動検出」と「ひびわ

れ幅の自動計測」を AI を活用した画像解析で行う画像計測技術に加え、マイクにより収集した打音を自動変状抽出システムによって音響解析と AI による変状自動抽出を行う非破壊検査技術などが掲載されており、PHASE 3 に分類される。

イ 「調査」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・、データ等で代替できることが許容される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）であるが、PHASE 3 は、後者の収集した情報の整理も、全部又は一部が AI 等による技術支援・自動化により、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

ウ 「監視（巡視・見張）」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものであったが、PHASE 3 は、後者の違法性や安全性等の判定についても、全部又は一部が AI 等による判定により人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

なお、PHASE 3 における新技術の活用は、あくまでも技術支援や評価の精緻化のために活用するものであり、最終的な責任は人が負うことが前提であるため、EU データ保護規則（GDPR）第 22 条「自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利」のような「AI のみによる判断ではなく人間の介在を求める」という議論には抵触しない。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

| | 類型 1 (検査・点検・監査) | 類型 2 (調査) | 類型 3 (巡視・見張) |
|-----------------------------|---|--|--|
| PHASE2 (情報収集の遠隔化、人による評価) | <p>○技術を用いて情報を収集すること^(注)が可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「リスク評価」までを AI 等で代替することができないもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務、会計等の状況の検査など、運営基準・品質管理基準等の定性的な基準への適合性を判定する規制 | <p>○技術を用いて情報を収集すること^(注)が可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「情報の整理」までを AI 等で代替することができないもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務、会計等の状況の調査など、抽象的な調査権限を課しており、定量的な整理ができない規制 | <p>○技術を用いて情報を収集すること^(注)が可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「異常の察知」や「対処」までを AI 等で代替することができないもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な確認権限を課しており、画像認識処理技術の適用が難しい規制 ・一律の対処が困難な見張人の配置を求める規制 |
| PHASE3 (判断の精緻化、自動化・無人化) | ○上記以外 | ○上記以外 | ○上記以外 |

(注) 高精度カメラ、ドローン、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

② 定期検査規制

i 背景

施設や設備等の定期検査・点検をはじめとした定期的に行わなければならない検査や調査、測定等は、人の手による定期的な状況確認等を義務付けることによって、安全性の確保等の各規制の目的を達成しようとしている。デジタル技術の活用を前提とし、定期検査の撤廃や検査周期の延長をはじめとする規制の見直しを行うことができれば、人手不足が深刻化している業界や各検査を行う主体において、人手不足の緩和や移動時間の削減等による労働生産性の向上が図られ、イノベーションの創出につなげることができると考えられる。

そのためには、例えば、安全管理体制に一定の基準を設け、高度なリスク評価・教育等を行う事業者（委託先の場合を含み、デジタル技術を活用し、法令等が求めるリスク管理等の措置を適切に実施している事業者等の法令上の義務を負うものをいう。以下同じ。）が保守点検等を行う場合については、当該基準に適合する事

業者について定期の検査実施を不要としたりすることなどが考えられる。このように、定期的な検査など従来型の一律の手法・行為を求める規制（行為規制）から、規制目的の達成に必要な状況確認等がされるべき具体的な内容を、要求される性能・要件等の形で定め、確認等の方法は合理的である限り制限をしない技術中立的な規制（性能規制）への転換を図っていくことが有効と考えられる。

併せて、リスク管理の手法等に、日々進歩する最新のデジタル技術を活用していくとともに、データに基づく EBPM を徹底することにより、柔軟かつ機動的・継続的な改善を可能とするようなリスクベースの規制の枠組みを目指していくことが有効と考えられる（アジャイルガバナンス（機動的で柔軟なガバナンス））。

こうした取組により、安全性等を確保しつつ、技術の進展を踏まえて規制を適正化し、経済の生産性向上につなげることが可能になると考えられる。

ii 規制の PHASE について

PHASE 1 定期検査・点検規制

①法令等において一定の期間に検査等を行うことを求めるもの、②定期の検査等を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なもの（緩和を許容する条件が常時・遠隔監視等の新技術の導入や、リスク評価・教育等を行う事業者が保守点検を行う場合等、デジタル原則に適合する手段の活用によるものではない、不合理に委託を認めないものを含む）は PHASE 1 とする。

緩和条件が不明確な場合、運用上新たな技術が許容されなかったり、事業者（検査等を実施する側）の解釈として保守的に運用されてしまうケースが生じることから、②のように許容される技術が明確に記載されていない場合も PHASE 1 として整理する。

ア ①法令等において一定の期間に検査を行うことを求めるものとしては、法令等において、「定期」「年一回」「月一回」「日一回」等と一定の期間に検査等を行うことを規定し、通知通達等においても検査周期の延長等の緩和措置が認められていないものが該当する。例えば、指定検査機関の行う検査を毎年一回受けることが義務付けられている場合などが PHASE 1 に分類される。

イ ②定期検査を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なものとしては、緩和措置があったとしても、指針・ガイドラインにおいて緩和が認められる客観的な条件が漏れなく列挙されていない場合や、当該措置の適用条件が一般化・性能規格化されていない固有の技術を用いる場合でしか適用を受けることができないような場合（いわゆる仕様規定が設けられている場合）が該当する。このような場合は、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準として示すべきであり、技術中立的な規制といえないため、PHASE 1 として分類する。このほか、法令等のただし書などに定期検査を緩和する規定があっても、緩和を許容する趣旨がデジタル原則に適合する手段の活用によるものではない場合も、PHASE 1 に該当するものとして整理する。

例えば、検査証の有効期間の満了後も継続して使用する場合に検査を受けることが義務付けられているところ、初回検査に限り検査証の有効期間が延長されている場合、当該延長はIoT等の新技術の導入や遠隔監視等による検査周期の延長ではないと考えられるため、PHASE 1に分類される。

PHASE 2 デジタル技術の活用による規制目的の達成

「定期検査・点検」規制は、検査等による適合性判定の実施主体に応じて、第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）を類型1、自らによる一定の基準への適合性の判定（自主検査）を類型2に分けることとする。また、検査等は、適合性判定だけでなく、統計等のモニタリング調査や、モノ等の数値を図って表す測定等、実態・動向・量などの明確化のために行われるもの（調査・測定）もあり、これを類型3とする。

これらの類型1、2、3がPHASE 2に該当する条件は以下のとおりである。

ア 上述したように、人手不足の緩和や移動時間の削減等による労働生産性の向上を目的として、規制目的の達成に必要な状況確認等がされるべき具体的な内容を、要求される性能・要件等の形で定め、確認等の方法は合理的である限り制限をしない技術中立的な規制（性能規制）への転換を図っていくためには、規制様態・手法（行為規制）の枠組みにとらわれずに、最新のデジタルを中心とする技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方について検討していくことが必要となる。

併せて、リスク管理手法の精度や、規制様態・手法について、柔軟かつ機動的・継続的な改善を図り、リスクベースでの見直しを行っていくためには、そのために必要なデータの特定・収集・蓄積も必要になると考えられる。

このような形でPHASE 3（定期の検査・調査・測定の撤廃、検査周期の延長）を目指す取組を「新たな規制の在り方の検討」としてPHASE 2に位置付ける。

なお、「新たな規制の在り方の検討」に取り組む場合には、検討の観点等を可能な限り具体的にするとともに、検討結果の公表時期を明確にすることが必要となる。

イ PHASE 3（定期の検査・調査・測定の撤廃、検査周期の延長）を目指す取組として、「現行の規制の合理化」に取り組む場合、すなわち、現行の規制様態・手法（行為規制）を前提とした上で、①技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化することが必要）、②（可能な項目について）常時監視機能等の活用による検査等の周期の延長、③検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組を行う場合についても、PHASE 2に位置付ける。

例えば、連続自動測定装置を用いた常時監視を行う場合の水質検査頻度の緩和（水道法第20条、同法施行規則第15条参照）のように、複数ある検査項目のうち技術的に妥当と判断された項目について検査頻度の緩和を実施する場合などがPHASE 2に分類される。

また、PHASE 3 に到達するためには、アの取組が重要であることを鑑みると、デジタル化という手段そのものが目的化することのないよう、人手不足の解消や技術の活用による安全性の向上などの効果が認められる取組に限って「現行の規制の合理化」を進めていくことが必要となる。

なお、「現行の規制の合理化」に該当する取組が、③検査等の結果報告のオンライン化の推進に限られる場合については、オンライン化について相当程度の内容・水準が必要であり、PHASE 2 に位置付けることの適否について個別の協議により決定する。

ウ 上記ア及びイの取組を進める際には、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化し、民間の研究開発や参入を促進していくことにより、技術代替を着実に進めていくことが必要となる。具体的には、①技術カタログ等の整備、②課題解決型公募（デジタル技術を活用して規制の目的を果たそうとする際の障害・課題を行政側が提示し、これを解決できる企業を公募）、③様々な技術を有する企業のマッチング等の取組が有効と考えられることから、各府省における既存の取組との連携を含め積極的に検討することが必要となる。

PHASE 3 定期の検査・調査・測定の撤廃

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合（委託により実施しうることを含む）など、一定の基準を法令等で明確化することにより、定期の検査・調査・測定の撤廃、定期検査等の（全ての項目に係る）周期の延長を行うものが PHASE 3 に分類される。類型毎に該当する事例を挙げると以下のとおり。

ア 類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合などに、自主検査とその記録の保存等を義務付けるなど、一定の基準（の大枠）を法令等で明確化する（性能規定化を図り、できる限り個別の手法・行為そのものは義務化する形で明確化はしないものとする。但し基準を満たす場合を非拘束的な例であることを明示して例示することは推奨される。以下、本 PHASE において同様とする。）ことで、第三者による定期検査を撤廃・免除したり、（すべての項目に係る）検査等の周期を延長したりするもの。本 PHASE においては、本類型に限らず個別の手法・行為を制限する行為規制を置かず、体制整備に関する基準を一定の基準として代替的に定めることが望ましい。

高度なリスク評価・教育等を行う事業者制度の例として、高圧ガス保安法等におけるスーパー認定事業者制度（高圧ガス保安法第 20 条第 3 項第二号、同法第 35 条第 1 項第二号、同法第 39 条の 8、高圧ガス保安法施行令第 10 条ただし書参照）等が想定される。

イ 類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保

守管理を行う場合などに、検査記録の保存等を義務付けるなど、一定の基準を法令等で明確化することで、定期自主検査を撤廃・免除したり、(すべての項目に係る)検査等の周期を延長したりするもの。

常時・遠隔監視等の新技術の導入事例として、遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の点検周期の延長(浄化槽法第10条第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第6条第3項、令和3年環境省告示第59号参照)等が想定される。

また、高度なリスク評価・教育等を行う事業者制度の例として、LPガス保安の高度化に取り組む事業者の点検・調査周期の延長(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の9、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第50条、同規則第50条の2参照)等が想定される。

ウ 類型3：実態・動向・量などの明確化(調査・測定)

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・管理等を行う事業者が保守管理を行う場合など、一定の基準(の大枠)を法令等で明確化することで、定期調査・測定を撤廃・免除するもの。

なお、「定期検査・点検」規制が法令等のただし書などで免除されていても、「定期検査・点検」等の行為が免除される場合を具体的に規定していない場合(常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合等の具体的な免除要件が規定されていない場合)は、デジタル原則に適合する手段の活用により定期検査を免除する一定の基準が法令等で明確化されていないことから、PHASE3には分類されない。

また、一年以内ごとに一回の検査を求めている定期自主検査について、一年を超える使用しない期間については検査義務を免除している場合などについても、デジタル原則に適合する手段の活用により定期検査を免除している場合に該当しないことから、PHASE1として整理される(再掲)。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

| | 類型 1 (第三者検査) | 類型 2 (自主検査) | 類型 3 (調査・測定) |
|---------------------------------|--|--|---|
| PHASE2 (デジタル技術の活用による規制目的の達成) | ○リスクベースによる見直し ^(注) に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制 | ○リスクベースによる見直し ^(注) に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制 | ○常時測定やシステムなどによるデータ取得が難しい事項が含まれるもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査 |
| PHASE3 (定期的検査・調査・測定の撤廃) | ○上記以外 | ○上記以外 | ○上記以外 |

(注) デジタル技術を活用したリスク管理手法を用いて適切に保守管理を実施している場合に定期検査を簡素化・不要とするなど、「全ての対象に一律の点検を課す規制」から、「リスクに応じた合理的な規制」への見直しを図っていくこと

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

③ 常駐・専任規制

i 背景

常駐、資格者の配置（専任等）や拠点の設置などは、デジタル化した業務の実施には大きな障壁となることがあり、広域的な事業展開やテレワーク等が阻害される。特に、テレワークが普及した現代においては少なくとも常駐義務の撤廃の必要性は高く、また遠隔管理等の技術開発により生産性が高まっている分野においては兼任や外部委託も認められるべきである。

現時点では、既にオンラインでの情報連携の実施等により、人員の配置を行うべき場面は限定されると考えられる。例えば、従来、一定規模以上の火力発電所については構内における技術員の常時監視が求められてきたが、令和2年度に IoT 技術等の活用により構外からの適切な監視が確保される場合には遠隔化を可能とすべく、火力発電所における常時監視制御を遠隔化するための包括的な環境整備が行われた。

資格保有者の営業所等への必置義務としては、建設工事現場において施工管理を行う主任技術者（建設業法）、運行管理者（貨物自動車運送事業法）、旅行業務取扱管理者の配置（旅行業法）等があげられる。特に、特定の職務への従事や事業所への所属等について、兼任を禁止して専らその任にあたらせる専任規制は、ビデオ会議等による生産性の向上等に鑑み、緩和・撤廃の検討が必要である。

ii 規制の PHASE について

まず、以下のように類型化する。

ア モノへの対応、人への対応による類型化

第一に、規制の対象となる業務が、主として、①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための業務（主にモノへの対応）か、②利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うための業務（主に人への対応）かにより分類する。

両者をともに管理する趣旨で設けられている法令もあるが、その場合は、いずれの業務が主であるかにより分類するものとする。例えば、建設業法の監理技術者の業務（建設業法第 26 条の 4 第 1 項参照）には下請事業者の従業員の業務管理なども含まれると考えられるが、主として建設工事の施工の技術的な管理を行う者であるため、①に分類される。

イ 「常駐」、「専任」規制に類型化

第二に、上記の①、②について、それぞれ「常駐」規制又は「専任」規制のいずれかに分類する。

「常駐」規制は、(物理的に)常に事業所や現場に留まることを求める規制を意味する。つまり、特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている場合は常駐規制に該当する。例えば、1日のうち数時間でも特定の場所に常駐する必要がある場合や、数日ごとに特定の時間、特定の場所に常時滞在が求められる場合は常駐規制に該当する。

「専任」規制は、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたることを求める規制（1人1現場の紐付け等）を意味する。例えば、施設の「管理者」について、当該施設の他の職務の兼務を許容していても、他の施設の「管理者」になることを一部でも制限している場合は専任規制に該当する。

また、単に法令における文言で判断するのではなく、その解釈や運用について、実質的に分類することとする。例えば、法令上「専任」とのみ規定されている場合であっても、解釈として常駐を求めているのであれば、常駐規制に分類する。宅地建物取引士を例にすると、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成 13 年国総動第 3 号）第 31 条の 3 第 1 項関係第 3 項において、「「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することという。）」とされており、勤務時間中は当該事務所で勤務することが義務付けられている点で実質的に「常駐」規制であるが、令和 3 年 7 月に

同ガイドラインが改正され、ITの活用等により宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合も含むとされたことで、常駐規制が緩和されている。

上記で分類した常駐規制、専任規制について、それぞれ以下の PHASE に分けて考える。

PHASE 1 常駐・専任規制を課している

法令等において「常駐」、「専任」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているものをいう。

なお、「常駐」、「専任」のほか、常駐・専任規制の典型的な規定ぶりとして、「事業者は、△△（場所）ごとに、〇〇を選任しなければならない」等の規定があるが、これらの解釈が明確でない場合には、PHASE 1 に位置付けられるものとする。

PHASE 2 デジタル技術等による見直し（常駐・専任規制の緩和や合理化）

デジタル技術の活用等により、常駐・専任規制が緩和や合理化していることが法令等で明確化されているものを意味する。

常駐規制については、一定の条件を満たせば常駐を不要としているもの（働き方の選択肢を拡大するものであり、事業所や現場で従事することは妨げない）があげられる。例えば、産業医については、情報通信機器を用いて遠隔で行うことができる職務とそれ以外の職務を明確化することで、一部の職務を事業場に常駐せずに実施することが可能となっている。また、常時監視が必要な火力発電所については、常時監視と同等な監視を確実に行う発電所であって、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置を講じている場合は、知識及び技能を有する者による常時監視を不要としている。

また、専任規制については、一定の条件を満たせば兼任を許容しているものがあげられる。例えば、工事現場における監理技術者については、監理技術者補佐を専任で置いた場合に、他の現場の監理技術者を兼任することを許容している。また、産業医については、対象労働者の総数が3千人を超えないこと等を条件に、専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼任することを許容している。

PHASE 3 常駐・専任規制を課していない

常駐・専任規制を撤廃しているものや、そもそも常駐・専任規制を課していないものを意味する。例えば、封印取付け責任者については、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）において常駐が義務付けられていたが、令和3年8月に同通達が改正され、封印取付け責任者の必置は維持しつつ、常駐が不要となった。

なお、「業務に支障のない範囲」等、リスクベースでの定性的な条件を満たせば、兼任を許容しているものや常駐を不要としているもの（働き方の選択肢を拡大するものであり、事業所や現場で従事することは妨げない）は、技術の進展にあわせて兼任できる範囲等が広がるのが期待できるため、実質的に常駐・専任規制を課していない状態（PHASE 3）とみなすことができる。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| | ① 施設や製品の管理、品質保持など 安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等） （危機対処、製造物等の衛生管理等を目的とした規制） | ② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応） （介護・保育等、人材管理、消費者保護等を目的とした規制） |
| PHASE2 （デジタル技術等の活用による規制緩和） | ○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適當なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・製造物等の衛生管理、事故・公害防止等に従事する者の常駐・専任規制 | ○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適當なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・人の健康管理、福祉に従事する者の常駐・専任規制 |
| PHASE3 （常駐・専任規制なし） | ○上記以外 | |

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

④ 対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧規制

i 背景

書面や目視、常駐等の規制の他にも、公的な証明書等を「掲示」する方法として物理的な掲示のみしか許容されていないもの、講習をオンラインで実施することが許容されておらず対面で開催することが求められているもの、閲覧や縦覧を対面や書面によるものに限定し、オンラインによる実施を認めていないものがある。

現在では、マイナンバーカードの活用を中心とした本人確認手段の技術発展により、情報の同一性・真正性を確保しつつ、インターネット上において、申請等を行うことが可能となってきたほか、ビデオ会議システムの発達・普及により、対面に代えてオンライン上で対応することが可能な社会環境が形成されてきている。

このような社会環境下で、公的証明書、講習、閲覧・縦覧における対面・書面規制が撤廃され、オンラインによる実施が許容された場合、公的証明書の取得及び閲覧・縦覧のために公的機関等の事務所に訪問すること、所定の時間に所定の場所で

講習を受講すること、書面を掲示することが不要となるなど、手続が合理化されることによる経済社会の生産性の向上等に資することが期待される。

そのため、こうした対面・書面規制についても、一律に見直しを行うべきである。

ii 規制の PHASE について

公的な証明書・講習・閲覧に対面・書面を求める規制を以下の類型により検討する。

ア 講習

講習とは、一般に、特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習とされる。ここでは、法令等で国家資格等の取得、更新等のために受講することとされているものを対象とする。

講習に対面・書面を求める規制としては、こうした講習について法令等において明示的にオンラインによる実施を認めないとしているもの、実施会場の場所を報告することが法令等により義務付けられている等、実質的にオンラインによる実施が認められていないもの及び法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講、証明書等のデジタル発行等、デジタル技術を活用した手段）が可能か否か不明確であるものが想定される。

イ 公的証明書等の掲示

掲示とは、一般に、一定の事柄又は物を、一定の場所に来合わせる人々に周知させる目的で、その場所に掲げることとされる。ここでは、対面での確認や書面（紙面）により発行した国家資格等の公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示することを求めている規制を対象とする。

また、「公的証明書等」については、法令等の規定に基づいて、民間団体等が発行する国家資格、許可証等を含むものとする。

なお、事業者等が、許可権者等から許可等を得た後、事業者等自らが適宜の標識等を作成して許可業者等であることの掲示を行う場合がある。

このような場合においても、許可等の情報を掲示するという規制の趣旨に鑑み、許可等の申請等や許可証等の発行を含む一連のプロセス全体を「公的証明書等の掲示」として取り扱うこととする。

ウ 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

申請等（申請、手数料納付、閲覧簿への記入その他閲覧・縦覧の前に存在するプロセスをいう。以下同じ。）に応じて公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制を対象とする。

「公的情報」とは、公的機関の情報として狭義に捉えるのではなく、民間機関（例：業界団体、民間事業者等）が法令に基づき保有する情報、一般に対して提供される情報、特定の関係者だけに提供される情報もこれに含まれる。

なお、一般的な用語としては、「縦覧」は、物を誰にでも自由に見せる定めがある場合にこれを見ることであり、主として書類、名簿等について、異議の申立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合に多く用いられている。「閲覧」も、物を見るということであるが、通常は申出を待って利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与える場合に多く用いられる。そのため、申請等に応じて書面等を見せる場合は通常「閲覧」という文言が利用されているが、若干「縦覧」という文言が用いられている事例もある。そのため、「閲覧」「縦覧」といった文言にかかわらず、申請等に応じて書面等を見せる行為については、広く本類型の対象とする。

エ 公的証明書等以外の情報の揭示、申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

イは揭示対象が公的証明書等の場合を対象としているが、本類型は公的証明書等以外の情報を物理的な揭示場所等へ揭示し見せる場合を対象とする。

また、ウは申請等に応じて見せる場合を対象としているが、本類型は申請等によらずに（縦覧・閲覧の前に申請、手数料納付、閲覧簿への記入その他プロセスが一切なく）広く一般又は一部の者に見せる場合を対象とする。本類型については、一般に「縦覧」という用語が利用されていることが多いが、公衆に見せる場合も「閲覧」という文言が利用されている事例もあるため、利用されている文言にかかわらず、申請等によらずに積極的に一般又は一部の者に見せる行為については、本類型の対象とする（例えば、医療法第6条の3第1項など、「閲覧」とあっても「縦覧」と同義で使われている事例もある）。

※ 現状は、「申請等による公的情報の閲覧・縦覧」（類型3）に該当する場合でも、デジタル完結を目指す中で法令等の改正により申請等がなくなれば、その時点で「申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧」（類型4）に移行することとなる。

PHASE 1 紙・人の介在

①法令等により、対面・書面による「講習」「揭示」「閲覧」「縦覧」が義務付けられているもの、②法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講、証明書等のデジタル発行、閲覧等対象情報のデータによる保存、インターネット利用による公開・縦覧等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が可能か否か不明確なものをPHASE 1に位置付ける。

なお、②も対象とする趣旨は、法令等では対面・書面によることが義務付けられていないものの、デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明確な場合、運用上は対面・書面が基本とされて新たな技術が許容されてこなかった実情を踏まえ、様々な技術の活用により対面・書面によらない手続が許容されることを制度上明確にすることが必要と考えられるためである。ただし、法令等の規定ぶりでは不明確であるものの、運用上、デジタル原則に適合する手段が行政による制約がなく

採られるものは、PHASE 2 に位置付ける。

PHASE 2 デジタル原則に適合する手段を可とする

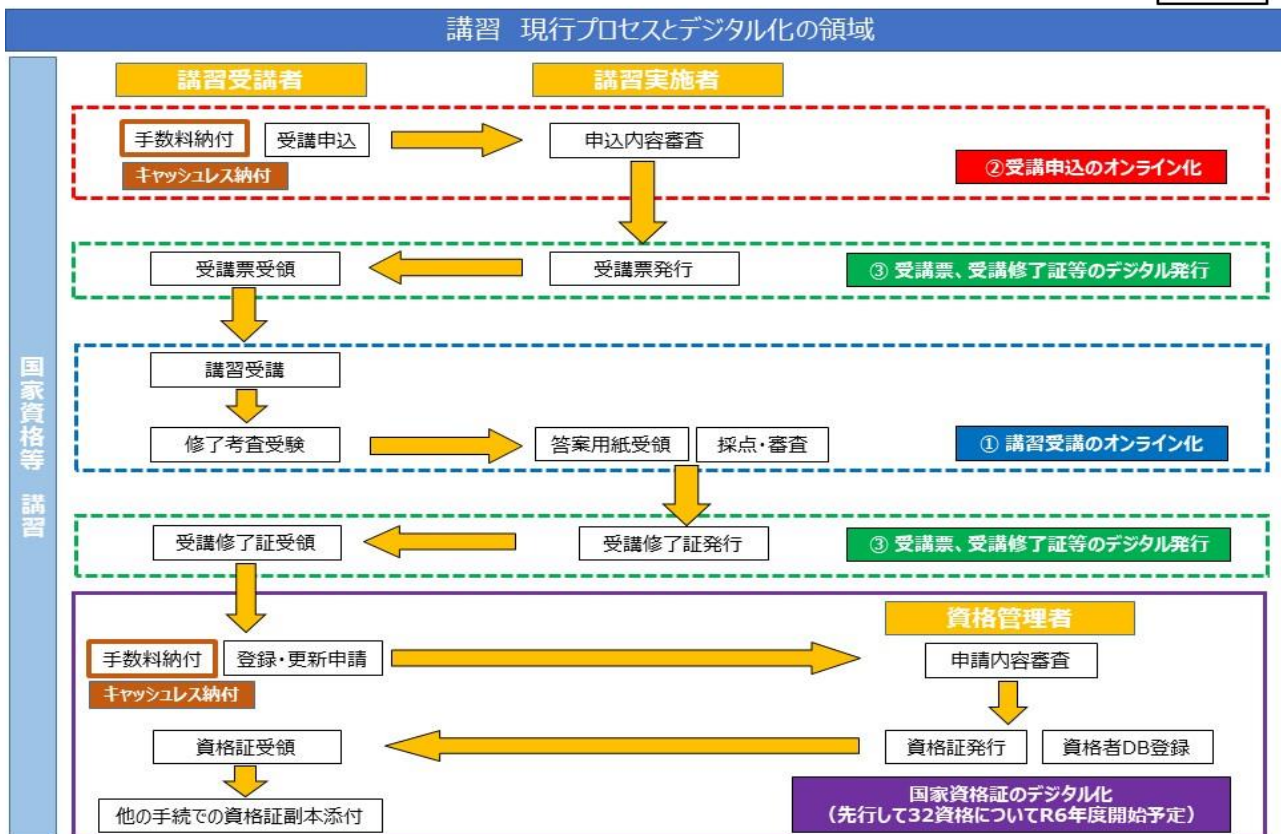
少なくとも一部のプロセス（申請、受講、発行といった、一連の手続の一部をいう。以下同じ。）について、法令等でデジタルによることを明確に許容しているものを PHASE 2 に位置付ける。「許容している」とは、「書面又は電磁的方法により」など対面・書面によることを排除していない規定に基づく規制が行われていることを意味し、全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものは PHASE 3 に位置付ける。なお、申込・申請のオンライン化には、手数料納付のキャッシュレス化を含むものとし、デジタルによるプロセスの実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討する。

※ ここでいう「デジタルによることを基本としている」とは、原則として、全てのプロセスを対面・書面に優先してデジタルで行うことを、法令等において明確に規定していることを意味する。

ア 講習

一連の手続の流れ（下記資料 1 参照）からおおまかに、①受講プロセスだけでなく、その前後に②受講の申込プロセス、③修了証等の発行プロセスがあり、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

上記①～③のいずれかのデジタル化（①については少なくとも座学での講習や学科講習のオンライン化）が許容されている旨が法令等において明確である（複数の講習実施機関があるものについては 1 以上の機関で実装している）ものを、PHASE 2 に位置付ける。（①の明確化例：介護支援専門員更新研修（「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き（令和 3 年 6 月 8 日付け各都道府県介護保険担当主管部（局）宛て厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）」でオンラインによる研修を可能とし複数の都道府県等で実施されている。）、一級建築士等定期講習（10 の登録講習機関のうち少なくとも 7 機関でオンラインによる講習受講が行われている。）、危険物取扱保安講習（「危険物取扱者保安講習のオンライン化について（令和 3 年 6 月 23 日付け各都道府県防災主管部長あて消防庁危険物保安室長通知）」でオンラインによる講習を可能とし複数の都道府県等で実施されている。）、②の明確化例：一級建築士等定期講習（10 の登録講習機関のうち少なくとも 7 機関でオンラインでの受講申込が行われており、少なくとも 5 機関で受講料のキャッシュレス納付が行われている。）



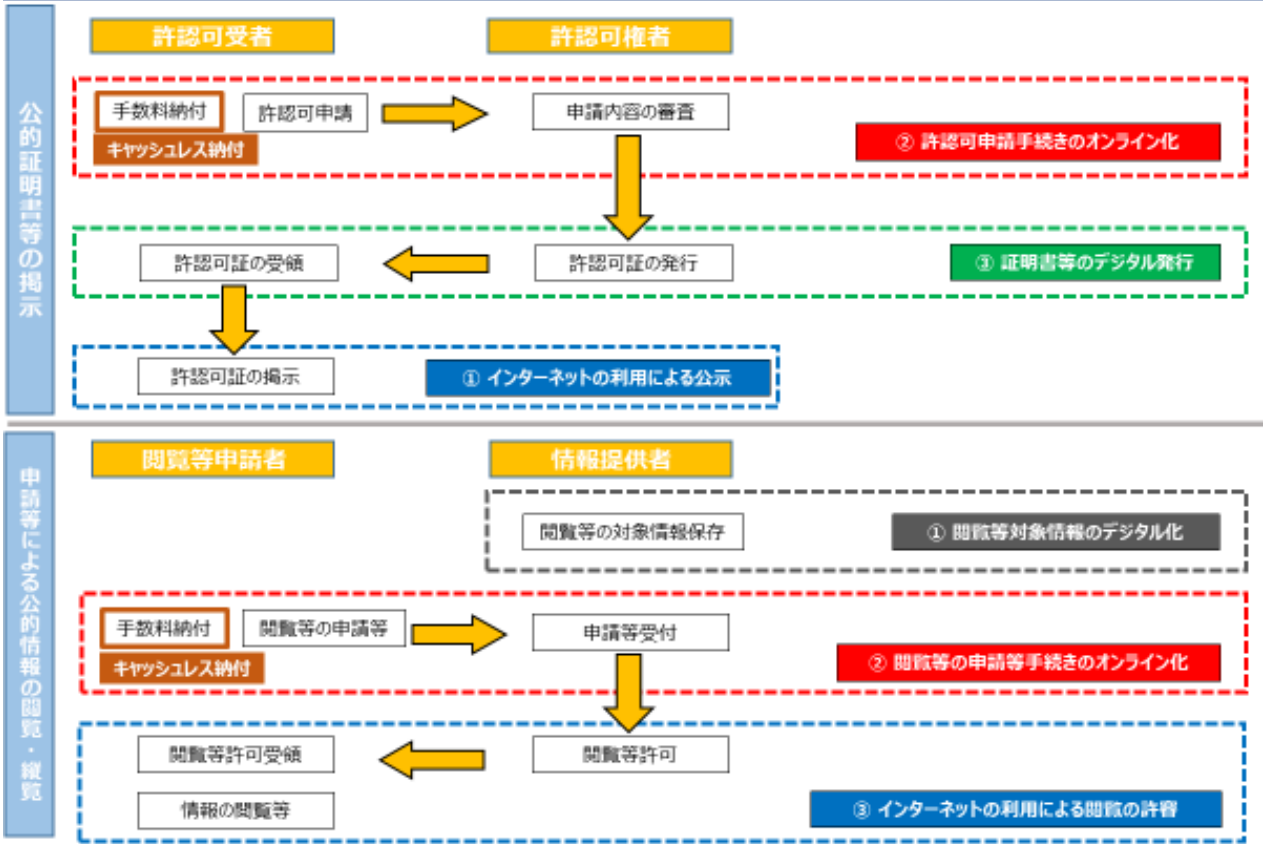
イ 公的証明書等の掲示

一連の手続の流れ（下記資料 2 参照）からおおまかに、①証明書等掲示・公示プロセスだけでなく、その前に②証明書等の申請プロセス、③証明書等の発行プロセスがあり、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

そこで、①については、データで発行された証明書をオンライン上で公示すること、又は紙で発行された証明書等を掲示する代わりに当該証明書等の記載事項をオンライン上で公示することにより、掲示義務を果たしたものとみなす旨を法令等において明確にしているもの（①の明確化例：サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 19 条参照））又は証明書等をデジタル発行等してそれをオンラインにより公示することでも可能であることを明確にしているものを PHASE 2 に位置付ける。

つまり、PHASE 2 柱書に記載のとおり、①～③のいずれかのプロセスのオンライン化が許容されていることが法令等において明確であるものを、PHASE 2 に位置付ける。

公的証明書等の掲示・申請等による公的情報の閲覧等 現行プロセスとデジタル化の領域



ウ 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

一連の手続の流れ（上記資料 2 参照）からおおまかに、①閲覧等対象情報の保存プロセス、②閲覧等の申請等プロセス、③閲覧等プロセスに分かれ、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

①については閲覧等対象情報そのもののデジタル化（データによる保存）を、②については申請等手続のオンライン化（メールによる申請を含む）を、③についてはオンライン上での閲覧（ワンタイム・パスワード等を利用したアクセスによる閲覧等を想定）をいい、①～③のいずれかが許容されている旨が法令等において明確であるものを PHASE 2 に位置付ける。（①の明確化例：農業信用基金協会の定款・事業報告書等の閲覧（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 8 条・第 9 条参照）、食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧（食品衛生法第 39 条第 2 項、食品衛生法施行規則第 44 条参照）

エ 公的証明書等以外の情報の掲示、申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

一連の手続からおおまかに、①掲示・縦覧等対象情報の保存プロセス、②掲示・

縦覧等プロセスに分かれ、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

①については掲示・縦覧等情報のデジタル化（データによる保存）、②については電磁的方法による公開・縦覧（インターネット上での公開・縦覧を想定）等、①・②のいずれかが許容されている旨を法令等において明確にしているものを PHASE 2 に位置付ける。（なお、PHASE 2 そのものの例ではないが、①・②両方が明確化された例としては以下等が挙げられる。：住宅宿泊仲介業者約款の公開（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第 36 条参照）、都市計画案の縦覧（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 11 条参照）、金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧（金融商品取引法第 46 条の 4、金融商品取引業等に関する内閣府令第 174 条の 2 参照））

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

少なくとも一部のプロセスについて法令等でデジタル化によることを明確に許容しているものを PHASE 2 に位置付けることとしている一方、全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける。具体的には以下のとおりである。

※ ここでいう「デジタルによることを基本としている」とは、原則として、全てのプロセスを対面・書面に優先してデジタルで行うことを、法令等において明確に規定していることを意味する。

なお、対面・書面に優先してデジタルで行うことが法令等において明確に規定されていることを求めるものであり、例えば、法令等においてデジタルで行うことを義務づけた上で、必要に応じ、対面・書面のプロセスも残すこと又は対面・書面及びデジタルの両方の手段を義務付けることを妨げるものではない。

ア 講習

原則として、申込から受講、修了証等の発行に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける。なお、一定の区域（例えば、都道府県の区域）に複数の講習実施機関が存在している場合については、一以上の実施機関において全てのプロセスがデジタル化されており、その結果として当該区域の全ての受講希望者が当該機関のうちいずれかの機関が実施するオンライン講習を受講することができるときは、他の実施機関において必ずしも全てのプロセスがデジタル化されていなくても、PHASE 3 に位置付けるものとする。

イ 公的証明書等の掲示

証明書等の申請から発行、掲示・公示に至るまでの全てのプロセスについてデ

デジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける。

一部のプロセスが想定されない場合（例：証明書等の発行プロセスが規定上想定されない場合）については、他の全てのプロセスについてデジタルによることを基本としていれば、PHASE 3 に位置付ける。

なお、例えば、法令等において、公示のプロセスについて書面に優先してデジタルで行うことが明確に規定されていても、他のプロセスについてデジタルで行うことが優先されていない場合（許可証に記載の情報はインターネットでの公示が義務付けられているが、許可証が書面で発行される等）には、PHASE 2 に位置付けられる。

ウ 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

閲覧等対象情報の保存から閲覧等の申請等、閲覧等に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける。

例えば、閲覧等プロセスについて、PHASE 2 はインターネット等による閲覧を「許容」するものであり、情報提供者が物理的な方法のみで閲覧させることとした場合、申請者はインターネット等による閲覧ができないこととなる。そのため、物理的な方法により閲覧に供する場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とすることが望ましく、これを PHASE 3 に位置付ける。

エ 公的証明書等以外の情報の揭示、申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

揭示・縦覧等対象情報の保存、揭示・縦覧等の両方についてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける。

例えば、揭示・縦覧等プロセスについて、PHASE 2 はインターネット等による公示・縦覧等を「許容」するものであるが、この場合ウ同様に情報提供者が物理的な方法のみによる揭示・縦覧等（事務所の掲示板での揭示など）を選択した場合、情報を見たい者が揭示・縦覧等が行われている場所まで移動する必要がある。そのため、物理的な方法による揭示・縦覧等を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による公示・縦覧を基本とすることが望ましく、これを PHASE 3 に位置付ける。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

ア 対面講習

| | | 類型 1（講習） | |
|-----------------------------------|--|---|-------------------|
| | | 講習実施主体が 国の場合 | 講習実施主体が 国以外の場合 |
| PHASE2 （デジタル技術の活用による一部オンライン化等） | ○対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの | ○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの | |
| PHASE3 （デジタル完結） | ○上記以外 | | |

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

イ 書面揭示

| | | 類型 2 （公的証明書等の揭示） | 類型 4 （公的証明書等以外の情報の揭示） |
|-----------------------------|-----------------------|--|---|
| PHASE2 （一部許容している） | ① | ○該当なし ^{（注）} | ○極めて限定された空間における特定の者への周知を目的とする揭示規制等、デジタルによる揭示を基本とすることが不適當なもの |
| | ① + ② | ○該当なし ^{（注）} | |
| | ① + ② + ③ | ○証明書等のデジタル発行が困難であるなど、現時点でデジタルによる揭示を基本とすることが困難なもの | |
| PHASE3 （デジタルによる揭示を基本とする） | ○上記以外 | ○上記以外（不特定多数が閲覧することを想定し、揭示させるもの等） | |

（注）例えば、国際約束に基づく公的証明書等の揭示等、例外を否定するものではない。

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

ウ 往訪閲覧・縦覧

| | 類型 3 (申請等による公的情報の閲覧・縦覧) | 類型 4 (申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧) |
|--------------------------------|--|--|
| PHASE2 (デジタル原則に適合する手段を可とする) | ○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの ^(注) | ○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの ^(注) |
| PHASE3 (デジタル完結を基本とする) | ○上記以外 | ○上記以外 |

(注) デジタル手続法、e-文書法の規定が適用されることを前提としたものであり、適用されない場合は PHASE 1 に整理されることもあり得る。

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

3 フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る各府省の確認方法

(1) 確認対象となる規定

「光ディスク」、「シーディー・ロム」、「磁気ディスク」、「光磁気ディスク」、「フレキシブルディスク」、「磁気テープ」等、個別の記録媒体の使用を定める規定を対象とする。

(2) オンライン化の可否等に係る検討

オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを明確にする観点から、「電子情報処理組織の使用又は○○により提出」「電磁的記録をもって作成」などの規定への変更の可否を検討する。

4 その他のデジタル原則に反する可能性のある規定に係る各府省の確認方法

2 及び 3 に該当するもののほか、各府省においてデジタル原則に反する可能性がある判断された規定がある場合、デジタル臨調事務局へ連絡・相談の上、同事務局と緊密に連携を取りつつ見直しの要否、規制の在り方等を検討する。